

令和7年5月12日

農林水産大臣
江藤 拓 様

全国知事会
会長 村井 嘉浩
全国市長会
会長 松井 一實
全国町村会
会長 吉田 隆行

農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について

令和7年4月11日付け7農振第70号にて協議のあったこのことについて、「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方の考え方を別紙のとおり提出いたしますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方の考え方

平成 27 年 6 月 19 日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第五次一括法）」により、農地転用に係る事務・権限が地方に移譲されるとともに、農地の総量確保の仕組みの充実が図られた。

また、令和 6 年 6 月 14 日に成立した「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」により、農用地の総量確保の措置として、国の関与に係る手続きが整備されたほか、基本指針策定に当たっての国と地方の協議の場が法定化された。

現行の基本指針においては、農用地区域内農地面積の目標（以下、「国の面積目標」という。）を、令和元年現在 400.2 万 ha 確保されていた農地を令和 12 年時点において 397 万 ha 確保することとしている。

しかし、実際には、国の面積目標で見込んでいた以上に農地の減少が続き、令和 5 年の時点で目標年次である令和 12 年の目標値を下回る 396.7 万 ha まで農地は減少しており、目標達成は困難と言わざるを得ない状況にある。

そのため、今回、国の面積目標及び「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」（以下、「設定基準」という。）を変更するに当たっては、まず、国において、現行の国の面積目標が未達成となっている原因を検証し、明らかにする必要がある。

また、新たな国の面積目標（案）では、農地の減少を防ぐための施策の中に、その効果を現時点での実績と比較して高度に見込んでいるものがあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとするべきである。それでもなお、国がこのような目標を掲げるのであれば、目標の達成に必要な施策を充実させ、目標の実現可能性を担保することが必要である。

ついては、農用地等の確保等に関する基本指針の変更に当たって、以下の事項に留意いただきたい。

1. 第 2 「農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」について

- 現行の国の面積目標の目標値と現時点での実績値とを要因ごとに比較検証し、未達成となっている事項については推移の比較にとどまらず、その原因分析を十分に行い、結果を都道府県と共有する必要がある。その上で、今回の国の面積目標の変更に際しては、目標を達成できるよう、既存の施策の制度改善を図るとともに、新たな施策を実施するなど、実効性のある施策を検討、実施すべきである。
- 国の面積目標と各都道府県が積み上げる目標面積との間の相違について、国は地域の実情（国直轄公共事業等による農用地区域内農地面積の減少の反映状況等）を十分に踏まえた要因分析等を行い、引き続き地方の意思を尊重し、協議を行うべきである。
- 国・都道府県の目標達成状況を評価する際には、目標値と実績値を単純に比較するのではなく、目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味するべきである。

○ 農用地区域内農地面積の目標(案)について

① 農用地区域への編入促進

- ・ 現行の国の面積目標では年平均 0.52 万 ha（現行の目標の施策効果 5.7 万 ha の 11 年間の平均）の編入を図るとされているが、初年度から一貫して目標未達成となっている。

しかし、新たな国の面積目標（案）では現行の目標と同様に

- ・ 20ha 以上の集团的農地
 - ・ 10ha 以上 20ha 未満の集团的農地の内、基盤整備が実施されている農地
- は全て編入されると見込んでいる。これは、現状におけるすう勢から乖離したものである。
- ・ 地方としても、基盤整備実施済の農地はもとより、その他の農振白地地域の農地の編入にも積極的に取り組んでいくが、その目標は、農業生産基盤の保全、整備及び開発の見地から、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとするべきである。
 - ・ それでもなお、国が現状のすう勢を上回る目標を提示するのであれば、農用地区域への編入促進に係る新たな施策により、農用地区域であることによる有利性を更に高めるとともに、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定するべきである。

② 荒廃農地の解消

農用地区域内における荒廃農地面積（A 分類）の解消面積が減少している中、ストック面積の増加率を乗じる算定方法では、過大な施策効果を見込むこととなることから、現基本指針の面積目標の算定で用いられている方法と同様に、直近の農用地区域内における荒廃農地面積（A 分類）から、転用等による A 分類の減少面積を減じて算定すべきである。

③ その他増減

国から提供のあった「確保すべき農用地等の面積の検証について」において、直近 4 年間の農用地区域内農地の増減を要因別に見ると、「その他増減」が増加で約 1.4 万 ha（全増加要因の約 29%）、減少で約 -2.0 万 ha（全減少要因の約 24%）となっており、増減要因の中で大きな割合を占めている。この「その他増減」の主な要因は求積手法の精度向上等によるものであり、今後も農用地区域内農地面積の管理や面積精度の向上により面積の増減が発生する可能性がある。したがって、「その他増減」はすう勢、施策効果によるものではないが、より実態に即した目標を設定するため、国の面積目標の算定においても考慮することが適切である。

2. 第 3「都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項」について

- 農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされており、全国的な立場から国の面積目標を定める必要性は十分に認識しているが、目標期間が長期に渡ること等を踏まえ「その他各都道府県において独自に考慮すべき事由」を柔軟に判断するなど、地域の実情に即した設定を認めるとともに、設定基準に基づき設定される「都道府県が

定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」については、各都道府県が算定した数値を引き続き十分に尊重すべきである。

- 「その他各都道府県において独自に考慮すべき事由」について
 - ・ 「定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさない農地」の除外については、基礎調査で設定要件を満たさないことが明らかとなった農地に限らず、国の面積目標値の設定の考え方と同様に、「すう勢」による算定も認めるべきである。
 - ・ 地域未来投資促進法等に基づき整備される施設のうち、市町村が関与する開発予定による除外については、構想段階であっても、一定程度の計画の確実性が担保されていると判断される場合には、算定の対象とするなど、柔軟な運用をすべきである。
- 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の維持等の基礎となる農地面積の把握については、地域ごとの実情により正確に反映されていない可能性があることを国と地方が認識を共有する必要がある。

3. その他

- 今回の農地法制の見直しに伴う農用地区域からの除外抑制の措置の運用に当たっては、地域において進めている土地利用計画等を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分な対応を求める。
- 今般の書面協議の成果が十分でないと判断した場合や、今後の制度運用において、農林水産大臣と都道府県知事、市長及び町村長の代表者との対面の協議の場の開催が必要と判断した場合、地方は対面形式での協議の場の開催を求める。

令和7年5月12日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会